

24財第744号
平成24年11月22日

各区役所長
各部長
教 育 長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長

} 様

南相馬市長 桜井勝延

平成25年度予算編成方針について（通知）

本市は東日本大震災、原発事故からの復旧や復興再生に向けて踏み出したところであるが、平成25年度当初予算編成に当たっては、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、一刻も早く原子力災害を克服し、市民が安心して生活・帰還できる環境を整えるために、昨年度に引き続き震災からの復旧・復興事業を最優先と位置づけ、財政の健全化に向けた取り組みを行うとともに、限りある資源（人材・物資・財源）を復旧・復興事業へ可能な限り集中させることにより、予算の効率化及び施策事業の最適化が図られた予算編成を進めて行く。

については、このような基本的な考えの下、平成25年度予算編成方針を定めたので通知する。

なお、平成25年度の当初予算編成においては、安易な前例踏襲主義を排除するとともに、部内・区内の調整はもとより部・区間の横断的な調整を十分図りながら、施策・事業の熟度を高めるとともに、国・県等の関係機関との連携を密にして、予算要求を行うものとする。

また、予算要求に当たっての詳細については、別紙「予算編成について」で定めるので、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

平成 2 5 年度予算編成方針

国の経済情勢

我が国の経済情勢は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっており、先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれ、復興需要を背景とした景気回復の動きに期待しているが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性から世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等、様々な下振れリスクを抱えており、依然として厳しい状況にある。

国の予算の動向

平成 2 5 年度予算編成に当たっては、限られた政策財源を優先的に配分するなど、魅力的で活力にあふれる国家へ再生することを目標とした「日本再生戦略」を策定し、グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の重点分野などを示すとともに、これを踏まえて、「平成 2 5 年度予算の概算要求組替え基準」を定め、経済の再生・成長と財政健全化の両立を図り、昨年度に引き続き大胆な予算の組替えを行うことを基本としている。

地方財政の動向

国の「中期財政フレーム（平成 2 5 年度～平成 2 7 年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の一般財源総額について、実質的に平成 2 4 年度の水準を下回らないよう確保するとしている。

また、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保するとしている。

しかしながら、地方交付税の概算要求額では地方交付税総額は今年度より減少しており、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容等について検討されることとなっており、どのような影響が生じるか動向には注視が必要である。

本市の財政状況

本市の財政状況は、平成 2 3 年度決算で見ると健全化判断比率及び資金不足比率は、国が定める適正な比率の範囲内となり、また、公債費の負担割合を示す実質公債費比率の3か年平均は、前年度より 0.5 ポイント減少した 15.2% となったものの、単年度ベースでは 0.5 ポイント上昇しており、公債費負担の軽減を努めて行く必要がある。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比べ 32.7 ポイント上昇した 118.1% となった。これは市税が東日本大震災に伴う、減免等により大幅に減少したことによるものであるが、今後とも復旧・復興経費の大幅な増加に伴い、国庫支出金等の依存財源の占める割合は高く、持続可能な財政運営の実現を図るためには歳出構造の見直しや事業量に見合う財源の確保が必要とな

っている。

次に平成25年度の財政見通しは、歳入面では、自主財源である市税収入が原子力災害による課税免除・減額課税や被災事業所の再開特例措置などにより平成24年度決算見込みで推移し、除染、復旧・復興交付金事業による国県支出金、地方交付税、市債などの依存財源が多く占める状態で推移すると見込まれる。歳出面では、通常事業に加えて、復興計画前期実施計画事業の実施に伴い、約13億円の収支不足の状況が見込まれるものの、東日本大震災復旧・復興基金を充当することで、約5億円が収支不足すると見込んでいる。

予算編成の方針

このような財政状況下にあっても、市政が直面する諸課題、特に市民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、的確に対応していかなければならない。

平成25年度予算については、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、昨年度に引続き震災からの復旧・復興事業を最優先と位置づけ、資源を復旧・復興事業へ可能な限り集中させるとともに、財政の健全化にも配慮した取り組みを行うため、次に掲げる方針により予算を編成する。

(1) 復旧・復興事業への重点配分

震災後の社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応し、復興計画に基づく事業を最優先として重点配分を行い、一刻も早く原子力災害を克服し、市民が安心して帰還できる環境を着実に推進する。

帰還に不可欠なインフラ整備、除染、災害ががれきの処理などの復旧作業をこれまで以上に推進する。

復興に大きく寄与する事業について、たとえ一般財源であっても積極的に取り組む。

(2) 帰還促進に向けた取り組み

市民の帰還促進につなげるため、地域コミュニティづくりを支援し、市民の心の復興（市民の元気を取り戻す）に取り組むことを第一に、福祉、医療分野では、休止している介護施設等の再開を支援するとともに、教育面において、子育て世代の市民を対象に、心のケア、学力向上などの施策を充実させ、次世代を担う子どもたちが戻り、安心して暮らすことのできる魅力ある環境作りに取り組む。

(3) 生活・産業基盤の再生とイメージ回復への取り組み

原子力災害により失われた生活・産業基盤の再生、地域ブランドの確立等原子力災害によるイメージダウンの払拭に向けた取り組みを推進する。

(4) 通常事業費の抑制

復興計画事業等へ財源・資源を重点配分することから、通常事業（一般財源ベース）については、震災後における本市の課題と市民ニーズを明確にしなが、優先性及び必要性を十分見極め、真に必要な事務事業及び緊急的な対応が必要な

事業以外は凍結・縮小し、選択と集中による予算の効率化を図り、事業費総額を抑制し復興財源を確保する。

(5) 財政健全化の推進

国、県の予算編成の動向については、積極的な情報集約に努め、補助金等を最大限に活用する。なお、国・県に対して復旧・復興のための財政措置については、強く求めて行くこと。

民間等外部からの支援も有効に活用しながら、歳入の確保及び歳出の削減を図る。

(6) 議会及び監査委員からの指摘事項等を踏まえた対応

平成23年度決算における決算審査特別委員会での指摘事項や監査意見書を踏まえた適正な対応に努めること。

予算編成方法

(1) シーリング方式による予算編成

限られた財源の中で、復旧・復興事業を優先するため、一般財源ベースによる予算要求の上限額を設定し、1件査定とする。なお、通常事業(一般財源ベース)の普通建設事業については、復旧・復興事業を着実に推進するため、対前年度比30%削減を要求上限額とする。

各区・部長は、安易な前例踏襲主義の予算を排除し、一律削減による事業費の圧縮によることなく、各事業ごとに市民の視点に立ったゼロベースからの見直しや、「選択と集中」を旨に、より優先度の高い事業への重点的な財源配分や政策分野、施策ごとにメリハリの効いた予算編成を目指すこと。

新規・拡充事業は、既存事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドにより対応すること。

各区共通事業の予算については、可能な限り本庁へ集約し予算管理及び執行の効率化を図ること。

(2) 避難指示区域の予算編成

避難指示区域における取り組みについては、行政経営方針に基づき、次のとおりとするので、適切に必要な予算を要求すること。

原町区の津波被災地を除く避難指示解除準備区域は、平成24年度においてインフラ整備がほぼ目標どおり終了することから、平成25年度においては、より一層生活環境を充実させる。

小高区の帰還困難区域及び津波被災地を除く避難指示区域は、平成26年3月までに市民が生活できる環境を整える。

- ・ 早期帰還を促すため、基幹施設(小高区役所)の一部機能を平成25年4月から再開させる。
- ・ 小・中学校、生涯学習・スポーツ施設の復旧を平成25年8月までに終了させる。
- ・ 事業所を順次再開できるように支援する。

(3) 基金の活用

復旧・復興事業、地域ブランド再生事業、子どもの健やかな育成事業、地域の特色ある事業などを行う場合は、次の基金を活用できるので、基金（事業）主管課と協議した上で、要求のこと。

東日本大震災復旧・復興基金

- ・ 復旧・復興事業
 - ・ 地域ブランド再生事業
- みらい夢基金
- ・ 子どもの健やかな育成を図る事業
 - ・ 地域の再生・活性化を図る事業
 - ・ 市民が将来に夢や希望を抱くことができる事業
- 各区自治振興基金
- ・ 地域の特色ある事業

(4) 事務事業評価結果の反映

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図るため、新規事業は、事務事業事前評価実施要綱に基づき、事務事業事前評価結果を踏まえて要求すること。

(5) 特別会計及び企業会計の予算編成

特別会計及び企業会計についても、一般会計予算に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取り組みを明らかにして要求のこと。

企業会計については、常に経営コストを意識するなど経営感覚に立ち、経営状況、今後の見通しについても十分検討のこと。